(6)

の回答を整理しながら、

のノーアクションレター

検討してみることとした

ADSLインター

(図表1)

業務委託

照会者

専門業者

# ソービスと見舞金交付事業の保険業該当性

第1回

### 〜近年のノーアクションレター回答を踏まえて〜

も、ある商品を販売する

近年、わが国において

事 収することと引き換え 様に、保険会社以外の者 が多くなった。また、同 が所定の金額を事前に徴 を交付する事例も散見さ た場合に少額の見舞金等 供するのを見掛けること に、所定の事由が発生し もっとも、そもそも、 きである。 本論文における意見に

下、修理サービス)を提 理サービス・交換等(以 商品が故障した場合の修

関する部分は、筆者の個 属している団体の見解を 筆者の所属したまたは所 意頂きたい。 示すものではない点に留 人的な見解にとどまり、 2. 保険業法に おける「保険業」

### の定義

見舞金交付事業等を行う かる修理サービス事業や 保険会社以外の者が、か

か等については、これま 程度・範囲までできるの た、できるとしてもどの ことができるのか、ま

であまり議論されておら

劔

第4項各号または第5項 受けを行う事業をいうと 険金を支払うことを約し の生死に関し一定額の保 と、「保険業」とは、人 各号に掲げるものの引き の他の保険で、法第3条 保険料を収受する保険そ 保険料を収受する保険、 をてん補することを約し て生ずることのある損害 定の偶然の事故によっ 法第2条第1項による

交付事業と、保険業法

ービス事業および見舞金

そこで、かかる修理サ

、明確とは言い難い。

項に規定する「保険業」

(以下、法) 第2条第1

当該回答を公表する手続 企業等国民が、その事業 管する行政機関(注1) が特定の法令の規定の適 前確認手続)とは、民間 が回答を行うとともに、 用対象となるかどうか、 活動に関する具体的行為 レター制度(法令適用事 あらかじめ当該規定を所 確認し、その行政機関 なお、ノーアクション る (法第315条第1 それらが併せて科せられ を取得していない者が 項)。なお、かかる免許 がある (法第3条第1 係る免許を取得する必要 該当する事業を行う場合 は、罰則として、3年以 は、原則として保険業に 万円以下の罰金、または 下の懲役もしくは300 「保険業」を行った場合 そして、かかる定義に

1

うな役務的なサービスを

業」に該当するかどうか 提供する事業が「保険

> は、保険業に該当しな 等のサービスを行う場合

ことと引き換えに、当該 の金額を事前に徴収する 際に当該販売者等が所定

### における基準 合的な監督指針 険業者向けの総 3. 少額短期保

(1) 修理サービス事

前記「保険業」の定義

006) 年3月31日付で る事業は、前記「保険 修理することを約し、事 よってある製品に不具合 ることはない。それゆ 品または役務提供により のを想定しているが、物 補」とは、典型的には金 が生じた場合に、それを え、一定の偶然の事故に なされるものも排除され 銭給付によりなされるも 前に所定の金額を徴収す における「損害のてん 公表された「少額短期保 もっとも、平成18(2 督指針の記載には、その

### 弁護士法人中央総合法律事務所

督指針(以下、少短向け 険業者向けの総合的な監 ては、修理サービスのよ 監督指針) Ⅲ—1—1-(注2)」におい 当該商品の故障時に修理 きが続いている。

スが保険取引と異なるも 法、従来から当該サービ ては、当該サービスを提 サービスの提供主体・方 載が設けられている。 供する約定の内容、当該 スを提供する形態につい 発生時に役務的なサービ らず金銭を徴収して事故 について、次のような記 ア. 本文基準 「予め事故発生に関わ したものと思われる。 これは、文言からする

断することになる。 ビスを提供する事業が どうかを判断する。」 の趣旨等を総合的に勘案 か否か、保険業法の規制 のとして認知されている 従い具体的事案ごとに判 どうかは、かかる基準に して保険業に該当するか 一保険業」に該当するか よって、修理サービス なお書き基準 交付することを約し、事 関して、または一定の偶 業」に該当し得る。 として、少額の見舞金を ことのある損害のてん補 然の事故によって生じる い。それ故、人の生死に 金額の多寡に触れていな における一保険金」およ 前記「保険業」の定義 (2) 見舞金交付事業 「損害のてん補」は、

弁護士 稲田 後に、次のようななお書 に付随して、その顧客に 「なお、物の製造販売 行祐

当しないことを明らかに 従って検討することを要 修理等のサービスを提供 り、物の製造販売に付随 の基準を示したものであ 針の記載の本文とは別個 と、前記少短向け監督指 せずに)「保険業」に該 する事業は(本文基準に して、当該物の故障時に ることになる。

および見舞金交付事業に 以降の修理サービス事業 ーの回答 次に、平成21 (99) 年

関するノーアクションレ 7月6日付回答 (注2) ととしたい。 る判断のポイントや疑問 で、それらから読み取れ ターの回答を整理した上 点等について言及するこ (注3) によると、 照会 照会者による照会書 ア. 本文基準関連 (1) 修理サービス事 (照会の概要) (a) 平成21 (09)

インターネット接続サービス等

修理サービス業務 (保険業?)

る。 金額が妥当なもの』と の『社会通念上その給付 金額が妥当なものは保険 は、10万円以下とす 業には含まれない。上記 ては、慶弔見舞金等の給 に認められているもの 記載が設けられている。 付について、次のような で、社会通念上その給付 社会慣行として広く一般 金等の給付を行うことが 監督指針Ⅲ− 関係に基づき、慶弔見舞 (1) (注1) 」におい 「一定の人的・社会的 を営む者である。

アクションレタ4.近年のノー

従い判断した結果、 は、前記「少短向け監督 (注2)」の本文基準に 前記照会に対する回答

具体的事案ごとに判断す かは、かかる基準に従い 険業」に該当するかどう 金を交付する事業が「保 (本文基準) 同様、見舞 よって、修理サービス ネット接続サービス、イ れ専門業者に委託すると 業務については、それぞ ターネット接続機器等) ることと引き換えに、照 ・コンサルティング業務 ットに関する企画・開発 されていた(図表1参 付業務および実際の修理 修理依頼に関する電話受 を検討していた。なお、 サービス業務を行うこと ブリンター(以下、イン 同パソコンに接続された た顧客のパソコンおよび ならびにそれに接続され 続サービスへの接続機器 会者のインターネット接 前に所定の金銭を受領す トサービス、インターネ ンターネット関連サポー が故障した場合に、修理 照会者は、新たに、事

(回答の概要)

と、照会者の行うインタ 随する取引といえること の提供に密接に関連し付 り5万円相当を上限とし ていること等からする が指摘されている。そし -ネット接続サービス等

顧客

というものであった。具 3条第1項に違反しない の通りである。 体的な理由の概要は、次

り、金銭的な損失てん補 かれるなど、もっぱら外 い、照会者の監督下に置 先の業者が照会者に対し 理サービスは、外部委託 法」に対応して、本件修 とが指摘されている。 を約するものではないこ 提供を約するものであ 内容は、もっぱら役務の 理サービスに係る約定の 監督指針Ⅲ—1—1 て定期的な報告義務を負 サービスの提供主体・方 基準のうち、 「 当該サー 谷」に対応して、本件修 こスを提供する約定の内 (1) (注2) 」の本文 次に、同基準の「当該 まず、前記「少短向け

理サービスは1事故当た と、サービス提供対象が 限定されていること、修 わせるものではないこ 部委託等により他者に行

電商品等の製造販売に付 対応して、家電商品等に 知されているか否か」に 係る修理サービスは、 とは異なるものとして認 当該サービスが保険取引 on/noact/kaitou/03 6/036\_08a.pdf

険取引とは異なるものと

して認知されていること ること、修理サービスは 険業法の規制の趣旨等」 が指摘されている。 いことも理由として挙げ 特段の事情も見当たらな 責任準備金の積み立て等 の提供を約するものであ **業法の規制を及ぼすべき** 規制になじむものとは必 の保険会社と同様の財務 ないこと等からすると、 を上限としており、高額 4事故当たり5万円相当 に対応して、本件修理サ は役務提供を予定してい しも言えず、他の保険 ビスは、もっぱら役務 最後に、同基準の「保

管するのは金融庁であ (注1) 保険業法を所

つづく)

on/noact/kaitou/03 w.fsa.go.jp/comm 6/036\_08b.pdf w.fsa.go.jp/comm (注 2) http://ww ( 注 の) http://ww

随するサービス提供シス 現XL Catlin) 録、8年~10年金融庁監 007年9月弁護士登 n g a n d C l a i Underwriti C a t l i n 出向 **佐、法務)、13年~14年** 督局保険課出向(課長補 (UK, London: Legal for 【著者プロフィル】2 (図表2)

〈従来の業務〉

業務委託

(修理)

業務委託

(修理)

(図表3)

日付回答(注

判断のポイン

者が、契約により商品購

造者・販売者以外の第一

たファクターのうち、製 え、同回答中に挙げられ 情の総合的判断とは

(15) 年4月7

小売販売事業者

照会者

小売販売事業者

照会者

照会者

〈新業務(販売代理店スキーム)〉

## ソービスと見舞金交付事業の保険

### 近年のノーアクションレター回答を踏まえて

る者である。 ビス」として実施してい 業を「商品延長保証サー 修理または同等の金額の 者に販売した電化製品の 電化製品の提供を行う事 けて、当該事業者が消費 売事業者からの委託を受 者は、電化製品の小売販 5月14日付回答 (注5) によると、 照会 照会者による照会書 (b) 平成24 (12) 年 (注4) 供・販売する販売代理店 方式のスキームを実施す ることを検討していた 指針Ⅲ—1-(図表2参照) 前記照会に対する回答 (回答の概要) 前記「少短向け監督

という商品を販売代理店 者自身が商品延長保証サ 売事業者はかかる照会者 の商品延長保証サービス 照会者は、新たに照会 小売販 託するのではなく、照会 うものであった。具体的 6)、「保険業」に該当 従い判断した結果(注 コールセンター業務を受 りである。 売事業者から修理業務や しないとはいえないとい (注2)」の本文基準に まず、照会者が小売販 次の通 1

ることを可能とする本件 リスクを集合的に管理す き受け、代理店モデルに り商品購入者から商品の り、こうした責任を負う 負担するものとは異な る者が、顧客サービスの 民事法上の責任を負担す 業務のような仕組みは、 より引受数を拡大して、 ある照会者が、契約によ 任を契約により拡張して べき立場にない第三者で 目然故障リスクのみを引 環として、こうした責 次に、小売販売事業者 商品購入者に対して

修理サービス業務 (保険業?) 専門業者 き当局の監督に 務の健全性につ とされている。 り、修理金額に 広く顧客を募 店網を構築して 法の規制の趣旨 るという保険業 服する必要があ 業に該当しない は認められない 4件業務が保険 J解すべき事情 照らし、代理 (c) 平成27 限を設けない

る。 ることが指摘されてい 務を負う主体となってい

る。 事情がない限り、参加者 ないと認められる特別な 者の人的・社会的関係等 るため、履行金額や参加 と履行の確実性を担保す 加者のリスクを軽減する 的に管理することで各参 の保護のために勧誘行為 は、当該仕組みの適切性 らのリスクを集積し集合 仕組みの組成者について に照らして規制の必要が また、多数の参加者か

を含む業務の適切性と財 照

深

購入者

購入者

顧客

ービス契約

商品延長保証サービス契約 (保険業?)

商品延長保証サ

商品延長保証サービス契約

ガス販売、ガス販売調査等

の代理販売

劔

として購入者に対して提

して直接に延長保証の義

保険取引と異なるものと

事

Ħ

-ビスを提供し、

新

険業」に該当せず、 というものであった。 3条第1項に違反しな 従い判断した結果、 は、前記「少短向け監督 (注2) 」の本文基準に 前記照会に対する回答 (回答の概要) 具  $\frac{1}{d}$ 

弁護士法人中央総合法律事務所 行祐

弁護士

稲田

の販売を行うに際して、

次に、照会者は、ガス

に不具合があった場合の

いえないと指摘されてい して認知されているとは 7

場合に用いられる機械ま ガスの販売に付随する調 を営む者である。 ガス)および都市ガス は、LPガス(プロパン 8) によると、 照会者 査業務、ガスを消費する たは器具の販売等の業務 (以下、ガス)の販売、 照会者は、新たに、 照会者の照会書

門業者に業務委託すると されていた(図表3参 り、実際の修理の際は専 証を提供するものであ の製造後10年間の修理保 用しているガス消費機器 することにより、現に利 体的には、顧客からあら かじめ所定の金銭を徴収 証」サービスを提供する ことを検討していた。具 ガス消費機器の延長保

険業法の規制を及ぼすべ 要性は低く、その他、 ないことも理由として挙

第2回

(照会の概要) ることが指摘されてい る。 業務はかかる調査義務等 義務を負っており、本件 して提供されるものであ ガス購入者に対する通知 法令上、ガス消費機器の 調査義務および当該機器

る。 考えられるとされてい 取引とは異なるものと社 の修理サービスは、保険 会的に認知されていると 負う者が当該調査義務等 消費機器の調査義務等を に付随して提供する機器 そして、法令上、ガス

り高額な役務提供を予定 万円相当を上限としてお ること、1事故当たり10 の提供を約するものであ 役務の提供または代替品 等の財務規制を及ぼす必 立てや保険計理人の関与 ると、責任準備金の積み していないこと等からす 最後に、本件業務は、

的な損失てん補を約する ものではないことが指摘 約するものであり、金銭 体的な理由の概要は、 供または代替品の提供を **約定の内容は、役務の提** まず、本件業務に係る 次 製造者ではないが、

行う旨の照会に対する回 理サービスや延長保証を 体となって当該商品の修 ない者が、自らが契約主 に関して何ら関係を有し 本文基準は幾つかの事 があるといった事情も規 されていることからする 方向に働くと思われる。 制の必要性を小さくする できるような密接な関係 加者間に団体自治が期待 する方向に働くファクタ る金額が低額である事情 と、修理サービスに要す 限としていることが指摘 いと思われる。また、参 ーであることは間違いな は規制の必要性を小さく

7月6日付回答(6月4 09 人者から商品の自然故障

クターには共通している する場合には、両回答を 今後、ある商品の販売者 ガス販売・調査業者等の 照)、および平成27 日付、本連載第1回参 はなく、また、当該商品 商品の販売者・製造者で 5月14日付回答は、ある 参考にすべきであろう。 商品の修理サービスや延 が契約主体となって当該 関係を有する者が、自ら 該商品に関して何かしら ところが多い。よって、 際に拾い上げているファ 断枠組み、および判断の あり、その照会内容、判 者が、自らが契約主体と ように)当該商品に関し は、ある商品の販売者・ 長保証を行うことを検討 旨の照会に対する回答で なって当該商品の修理サ て何かしら関係を有する 製造者ではないが、当 ンターネット接続業者、 (15) 年4月7日付回答 他方、平成24 (12) 年 ・ビスや延長保証を行う 09

に密接に関連した業務と

測される。 相当を、平成27 (15) 年 どのようなものが挙げら 等に照らして規制の必要 と、商品の製造者・販売 ると思われる。なお、回 故当たり10万円相当を上 4月7日付回答では1事 では1事故当たり5万円 深い。この点、平成21 れるのかという点も興味 な事情」として具体的に がないと認められる特別 加者の人的・社会的関係 ことはそれほどネガティ 購入者との間で延長保証 を介さずに直接に商品の 者以外の第三者が代理店 答中の書きぶりからする りネガティブに働いてい 数を拡大することはかな 代理店モデルにより引受 リスクのみを引き受け、 ノに働くことはないと推 また、「履行金額や参 ービス契約を締結する 年7月6日付回答 判断されている。

noact/kaitou/036/0 noact/kaitou/036/0 fsa.go.jp/common/  $36_21b.pdf$ fsa.go.jp/common/ (洪の) http://www. (注7) http://www.

録、8年~10年金融庁監 007年9月弁護士登 現XL Catlin) C a t l i n 出向 佐、法務)、13年~14年 督局保険課出向(課長補 (UK, London: 【著者プロフィル】2

fsa.go.jp/common/ 36\_12b.pdf (注4) http://www

(つづく)

noact/kaitou/036/0 noact/kaitou/036/0 36\_12a.pdf fsa.go.jp/common/ (注ら) http://www.

書には、「当該延長保証 は、小売販売事業者が商 として、本文基準に従い は、物の製造販売に付随 のの、回答においては、 おり」との文言があるも 象範囲は、当該顧客が購 品を販売する際に、これ とができる延長保証の対 人した商品に限定されて です。顧客が申し込むこ したものとはいえない」 「照会者の行う本件業務 に付随してなされるもの (注6) なお、本照会

36\_21a.pdf

販売スキームが「保険 存在すれば直ちに代理店 もっとも、かかる事情が なるかは不明確である。 Underwriti Legal for

情報関連機器の販売等

データ復旧作業サービス

(保険業?)

住宅設備機器販売

修理サービス業務の

延長保証

(保険業?)

住宅の建設・販売

商品延長保証 ビス契約の

販売

(図表4)

照会者

(図表5)

業務委託

(図表6)

業務委託

(販売)

業務委託

業務委託

 $\stackrel{\text{s}}{\circ}$ 

照会者

専門業者

施工販売会社

(A社)

照会者

管理会社

(C社)

修理業者

## ソービスと見舞金交付事業の保険業

近年のノーアクションレター回答を踏まえて

者である。 技術と設備を用いて電子 連機器を調査し、 なった場合、その情報関 置に障害が発生して内部 は、情報関連機器の販売 10) によると、 照会者 復旧作業サービスを行う データを救出するデータ や、顧客の情報関連機器 に保存されていた電子デ に内蔵されている記憶装 ータヘアクセスできなく 照会者の照会書(注 (a) 平成22 照会の概要) なお書き基準関連 10 年 (注9) 特殊な 理由の概要は、 ものであった。 ことによりデータ復旧サ タ復旧料金のみを支払う 1項に違反しないという て」いるため「保険業」 準に従い判断した結果、 ていた (図表4参照) な仕組みの実施を検討 指針Ⅲ—1 ービスを受けられるよう に該当せず、法第3条第 (注2)」のなお書き基 「物の製造販売に付随」 前記照会に対する回答 回答の概要) 前記「少短向け監督

関連機器内の記憶装置に 顧客より金銭を徴収する 顧客は廉価な低額のデー 照会者は、あらかじめ 同時または販売後1カ月 以内に限り締結されるも 照会者または第三者のハ サービスに係る約定は、 まず、本件データ復旧 ドディスク等の販売と 6月19日付回答

(b) 平成25

湺

顧客

顧客

顧客

修理サービス業務

(保険業?)

親会社

(B社)

各社それぞれ

100%保有

障害が発生した場合に、

。具体的な 次の通り 1 容・条件等を顧客に対し 明確なものであること、 スの内容・条件等を明確 係る約定の中で、サービ ている。 として挙げられている。 を及ぼす特段の事情も見 相談に対する窓口を設置 約定締結時にサービス内 復旧という非常に単純・ る役務の内容もデータの 等から、保険業法の規制 十分整備されていること するなど顧客保護体制も て口頭で説明し、苦情・ にしていること、提供す ||たらないこと等も理由 また、当該サービスに

12) によると、 照会者 照会者の照会書(注 (13) 年 期間を15年間(もしくは ることにより、前記保証 から一定の金銭を徴収す ビス(以下、延長保証サ 20年間)に延長するサー ービス)の提供を検討し 照会者は、新たに顧客

### 弁護士法人中央総合法律事務所

弁護士

稲田

行祐

のであることが指摘され

業務をメーカー保証とし 理店等を通じて一般消費 ランチャイズ店・販売代 内の総販売元として、フ る住宅設備機器を日本国 修理・交換等のサービス 置から10年間、故障時の また、照会者は、その販 者に販売する者である。 て、当該商品に対して設 売に付随する業務とし 主に親会社が製造す 指針Ⅲ-(回答の概要)

時に行われるものである ことが指摘されている。 して、本件サービスの申 まず、時期的な要素と 次に、エンドユーザー 込みは、本件商品購入

られている。これ され、照会者自ら している平成 なり得る旨、言及 主体・契約主体と 理サービスの責任 や販売者のみが修 は、商品の製造者 ていることが挙げ を行うものとされ 時の修理・交換等 が本件商品の故障 任主体は照会者と

ものであった。具体的な 理由の概要は、 1項に違反しないという 準に従い判断した結果 は、前記「少短向け監督 ていた (図表5参照) に該当せず、法第3条第 て」いるため「保険業 物の製造販売に付随

である。

本件サービスの責 (顧客)に対する ンの販売事業を行う会社 売および投資用マンショ 資用アパートの施工・販 会者の関連会社には、 案から施工・販売後の管 あり、賃貸住宅経営の提 給販売事業を行う会社が 社(C社)、LPガス供 社)、不動産賃貸管理会 に関する一貫したサー に対して、賃貸住宅経営 (施工販売会社、 LPガスの供給ま 購入者である賃貸人

第3回

(注2)」のなお書き基 前記照会に対する回答 1

、次の通り 3月17日付回答 務を連帯保証する事業を 契約に基づく賃借人の債 委託を受けて当該賃貸借 間で建物賃貸借契約が締 14) によると、 照会者 結される際、賃借人から 照会者の照会書(注 (照会の概要) 賃貸人および賃借人

て行っている。

営む者である。なお、 されている。

ナーに対して融資する金 不動産について請負代金 はA社が施工・販売した 会社である上に、照会者 はいずれもB社の完全子 とは異なるものの、両社 産を施工・販売するA社 り、設備機器を含む不動 るものであることが指摘 主体は照会者とされてお 購入資金の一部をオー 次に、本件業務の責任 n g a n d

を踏まえたものと思われ 年5月4日付回答

の前提とされていること 当該業務委託契約の締結 られない場合には契約解 が不適切な場合には指導 先から本件サービスの運 等の事情が理由として挙 除等の措置を取ることが 報告を受けることとし、 が、照会者は、運営委託 運営は、第三者に業務委 また本件サービスの運営 営状況について定期的に 託することとされている 是正を行い、改善が見 本件サービスの 準に従い判断した結果、 的に一体として行われる 親会社とその完全子会社 指針Ⅲ—1 は、前記「少短向け監督 (注2)」のなお書き基 (照会者、施工販売会

(c) 平成26 14 (注13) 造販売に付随して」いる 限りにおいて、「物の製 ため「保険業」に該当せ

動産の施工・販売契約の 反しないというものであ ず、法第3条第1項に違 締結と合わせて締結され 設備機器修理保証委託契 客)との間で締結される 要は、次の通りである。 った。具体的な理由の概 約は、設備機器を含む不 て照会者とオーナー(顧 まず、本件業務に関し

現XL Catlin) 佐、法務)、13年~14年督局保険課出向(課長補 007年9月弁護士登 U n d e r w r i C a t l i n 出 録、8年~10年金融庁監 (UK, London: L e g a 1 f o r 向

人と照会者の間で賃貸住 照会者は、新たに賃貸

る請負契約または賃貸住 宅の購入に関する売買契 ることを検討していた 器修理サービスを提供す 約の締結と併せて設備機 宅の建築請負工事に関す (図表6参照)。 前記照会に対する回答

照会者)により実質 1 げられている。 36\_18a.pdf noact/kaitou/036/0 noact/kaitou/036/0 36\_16a.pdf noact/kaitou/036/0 36\_16b.pdf 動産関連業務を営んでい 産を賃貸する際の賃貸保 fsa.go.jp/common/ fsa.go.jp/common/ noact/kaitou/036/0 fsa.go.jp/common/ 36\_09a.pdf noact/kaitou/036/0 fsa.go.jp/common/ 36\_09b.pdf noact/kaitou/036/0 fsa.go.jp/common/ ると評価できることが挙 社)は実質的に一体で不 証事業を営むなど、両社 融事業やオーナーが不動 fsa.go.jp/common/ (および親会社であるB 【著者プロフィル】2 (担3) http://www. (注12) http://www. (注10) http://www (注1) http://www. (注1) http://www (注の) http://www.

ウ・まとめ

販売者が責任・契約主

# 修理サービスと見舞金交付事業の保険業該当性

### 〜近年のノーアクションレター回答を踏まえて〜

販売と修理サービス契約 者・販売者であること 他、修理サービスの責任 締結の時間的近接性の るかどうか)は、商品の 販売に付随して」といえ お書き基準において重要 なポイント(一物の製造 (注15) であると思われ 契約主体が商品の製造 なお、平成24 (12) 年 各回答からすると、な れることとなる。

日付、本連載第2回参 5月14日付回答(6月11 17) によると、照会者の照会書(注 下、賃貸保証)を営んで 連帯保証する事業(以 を受けて当該賃貸借契約 れる際、賃借人から委託 建物賃貸借契約が締結さ に基づく賃借人の債務を (照会の概要) 賃貸人・賃借人間で

当しないとはいえないと

ることに留意されたい。 以上から、物の製造者 払うことを検討してい 賃借人が賃貸保証の対象 務として、保証期間中に 貸保証に伴う付加的な業 者が賃貸人に対して、死 約が終了した場合、照会 物件の占有部分または専 亡見舞金(10万円)を支 れによって建物賃貸借契 なお、照会者は賃貸借 仕様部分で死亡し、こ

ければならない旨、言及 品の製造者・販売者でな スの責任・契約主体は商 照) や平成25 (13) 年6 されていたが、平成26 月19日付回答(6月18日 付、本連載第3回参照) においては、修理サービ いる。 照会者は、新たに、賃

劔

3回参照)において、完 ることが明確にされてい 修理サービスの責任・契 的に同一主体と評価でき 約主体になることができ る場合は、商品の製造者 全親子関係が存在し実質 販売者以外の第三者が (6月18日付、本連載第 (4) 年3月17日付回答

(d) 判断のポイン 体として行う修理サービ として行う修理サービス り「物の製造販売に付随 第三者が責任・契約主体 り判断され、それ以外の 6月19日付回答(注16) ターから総合的に判断さ 述したさまざまなファク して」いるかどうかによ スは、なお書き基準によ (a) 平成25 (13) 年 (2) 見舞金交付事業 本文基準により、前 当額の賃貸保証料を受領 わたる賃貸保証の対価と た結果、「保険業」に該 とは困難とされていた。 る対価部分を算出するこ のうち、本件業務に対す するが、当該賃貸保証料 時には月額賃料の3%相 料の50%相当額を、更新 して、当該物件の月額賃 指針Ⅲ—1—1— (1) は、前記「少短向け監督 (注1)」に従い判断し (原則として) 2年間に 前記照会に対する回答

対価が当該賃貸人ではな 払いを行うことは、その 該賃借人の死亡(孤独 れることや、一般に賃貸 貸人に対して見舞金の支 死)を原因として当該賃 いうものであった。 く当該賃借人から収受さ その理由としては、当 とができるとされてい

・社会的関係は密接とは とが社会慣行として広く ると、「一定の人的・社 いえないこと等を勘案す の」とはいえないことが 見舞金等の給付を行うこ 借契約において賃貸人お 挙げられている。 会的関係に基づき、慶弔 よび賃借人との間の人的 般に認められているも ことのできる商品を有償 10万円)の給付を受ける 件下で見舞金(年間上限 対し、旅行会員が前記の で提供する事業を計画し 担した場合に、一定の条 から購入した旅行商品に 仕組みを通じて旅行業者 ついてキャンセル料を負 会員のうち希望する者に (回答の概要)

契約締結時に賃借人から 11月15日付回答 (注18) (b) 平成25 (13) 年

前記照会に対する回答

も指摘されている。

弁護士

誰でも旅行会員になるこ たは提携する外部の旅行 泊券等の旅行商品の購入 特に会員資格は設けず、 者)のウェブサイトに誘 代理店(以下、旅行業 員)を照会者のウェブサ た会員(以下、旅行会 し、そのように組織化し は、航空券、旅行券、宿 19) によると、 照会者 導する事業を計画してい イトからその子会社、ま トを通じて会員組織化 者が運営するウェブサイ に関心を有する者を照会 た。なお、旅行会員には 照会者の照会書(注 (照会の概要) いうものであった。

さらに、照会者は旅行 の異なるものであること

弁護士法人中央総合法律事務所

関係は、ウェブサイトの ・社会的関係は認められ 係にあり、一定の継続性 運営者と利用者という関 会者と各見舞金会員との 指針11-1-1-(1) ないことが挙げられてい 間において、密接な人的 間や各見舞金会員相互の 会者と各見舞金会員との 員資格に限定はなく、照 を前提とするものの、 当しないとはいえないと た結果、「保険業」に該 (注1)」に従い判断し その理由としては、照 会

のものを給付事由とする として行われる疾病、傷 の給付額も実際に生じた 害やそれに伴う入通院そ おいて、一般に社会慣行 の金額とされている点に キャンセル料の一定割合 なければ給付されず、そ 品のキャンセルが行われ れにより購入した旅行商 伴う入通院に加えて、そ 舞金会員の疾病、傷害に 定額の見舞金等とは性質 また、本件見舞金は見

稲田 は、前記「少短向け監督 行祐 る。

ていると言えよう。

もっとも、

「2. 保険

5 終わりに

具体的事実の当てはめは な点や疑問点等はあるも するかどうかの基準への のの、「保険業」に該当 を紹介した。幾つか不明 当するかが照会されたノ ビス事業および見舞金交 ーアクションレター回答 付事業が「保険業」に該 次第に明らかになってき (9) 年以降の修理サー 以上の通り、平成21 合)も想定されている

第4回 (最終回)

(c) 判断のポイン

いることが求められてい 的・社会的関係を有して を超える、より密接な人 事業が「保険業」に該当 ると、まず、見舞金交付 ウェブサイトの運営者と 賃借人との間の関係や、 約における賃貸人および するためには、賃貸借契 い)利用者といった関係 (会員資格に限定のな 前記二つの回答からす

題となり得よう。 か、契約期間中合計で10 事由当たり10万円なの 限である10万円とは、1 ことも必要であろう。 るといえるような事由を 付することが一般的であ 生した場合には金銭を給 は足りず、当該事由が発 という名称を付すだけで ないものの、見舞金の上 給付事由として設定する レターでは照会されてい 万円なのかという点も問 また、形式的に見舞金 なお、ノーアクション 険業」を行った場合は、 号)、かかるノーアクシ 罰則として、3年以下の 取得していない者が「保 れがあることからすれば らが併せて科せられる恐 以下の罰金、またはそれ 懲役もしくは300万円 べた通り、保険業免許を

(法第315条第1

考に判断するのではな ョンレター回答だけを参

見も参考にしながら判断 いった第三者の客観的意 するのがベターだと思わ く、行政機関や弁護士と 36\_17a.pdf

三者が修理サービスの責 製造者・販売者以外の第 任・契約主体になる場 付随する場合 (=商品の でなく、第三者によるハ ードディスク等の販売に ドディスク等の販売だけ スが、照会者によるハー では、データ復旧サービ (10) 年2月9日付回答 (注15) なお、平成22 (おわり) 現XL Catlin) m s n g a n d C l a i U n d e r w r i t i C a t l i n 出向 佐、法務)、13年~14年 督局保険課出向(課長補 録、8年~10年金融庁監 007年9月弁護士登 UK, London: Legal for 【著者プロフィル】2

きであろう。 は変更されたと考えるべ ムに関しては当局の見解 くとも販売代理店スキー 14日付回答により、少な (洪16) http://www

の定義」(6月4日付、 業法における『保険業』

本連載第1回参照)で述

 $36\_15b.pdf$ 36\_15a.pdf noact/kaitou/036/0 fsa.go.jp/common/ noact/kaitou/036/0 fsa.go.jp/common/ (注17) http://www.

noact/kaitou/036/0 36\_17b.pdf noact/kaitou/036/0 fsa.go.jp/common/ fsa.go.jp/common/ (注9) http://www. (浜18) http://www.